## 弊社解散に伴う特別措置等についてのおことわり

弊社のサービス標準規定(以下 CPS と記載します)に関する、弊社解散に伴う特別措置等についてのおことわりを以下に記載させていただきます。

一 記 一

弊社 CPS は弊社解散前に弊社が実施しておりました各種認証サービスの実施方法を規定するものでしたが、この CPS には会社解散 (短期間での清算よるサービスの終了) を想定した規定が含まれておりませんでした。

そのため会社解散に際し、弊社は、お客様の業務の他認証局への円滑な移行を最大限サポートするために、弊社清算完了後においても証明書の有効期間満了まで、弊社発行済み証明書を引き続きご利用になることを望まれるお客様に対しそれを了承し、通常の閉局(CA終了)に必須の全 E/E 証明書の認証局権限失効処理を、これらのお客様のご利用になる証明書には行わず閉局する特別措置を講ずることといたしました。

なお、各種認証サービスは、上記の特別措置を除き、証明書発行局の署名鍵破壊を含め CPS の規定どおりに閉局処理を実施いたしました。

また、CPS および依存者同意書に記載されている認証局の責務、損害賠償などの規定は 弊社清算処理終了とともに無効となります。